

【点検結果表の別紙】

《規制の影響が及ぶ範囲及び必要性に係る参考情報》

二種指定設備の接続に係る裁定申請の最近の実績は、平成 25 年度に 1 件（平成 25 年 5 月：裁定の申請、平成 26 年 1 月：申請取下げ）。当該裁定の申請は、接続料の算定方法について、MNO と MVNO の間での意見の相違が原因であったため、制度見直し後は、算定方法を総務省令で明示するため、同様の裁定申請は生じないものと想定される。

なお、裁定申請に至らない事案で、MVNO から総務省に対し、二種指定事業者の接続機能の開放や接続料の算定方法に対する相談や意見は継続的に寄せられており、今回の制度見直しにより、これらの対応業務が減少するものと思われる。

《代替案との比較に係る補足説明》

代替案自体の便益と費用を比較すると、接続約款の認可に時間を要するものの、改正前の二種指定制度と比べると、より適正性、公平性が確保された接続料により MVNO が事業を行うことが可能となり、代替案がもたらす費用を、代替案によって得られる便益が上回り、費用を正当化できることから、代替案として適当なものである。

《代替案との比較に係る参考情報》

接続約款を認可制とした場合、申請後に、審議会への諮問、意見募集、審議会からの答申等の手続を必要とするため、おおむね 3 か月程度の期間を要すると考えられる。

【点検結果表の別紙】

《便益の分析に係る参考情報》

卸役務に係る協議不調による MVNO からの裁定申請の実績はないが、卸役務の料金等に対する相談や意見が寄せられている。したがって、MVNO と MNO の接続協議と同様に、卸役務の内容の公平性や適正性について協議が不調になるおそれがあることから、接続協議に関する裁定申請の実績があることを踏まえ、今後発生し得る卸役務の裁定申請への対応が不要になると評価書に記載した。

なお、一種指定事業者における卸役務についても、二種指定事業者と同様に、本改正により、今後発生し得る裁定申請への対応が不要になると考えられる。